

三次市教育委員会議案第 36 号

三次市立小中学校の児童生徒に対する就学援助費支給規則の一部を改正する規則案を次のとおり提出する。

平成 21 年 12 月 25 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立小中学校の児童生徒に対する就学援助費支給規則の一部を
改正する規則（案）

三次市立小中学校の児童生徒に対する就学援助費支給規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和 62 年 5 月 1 日文部大臣裁定。以下「補助金交付要綱」という。）及び要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領について（昭和 39 年 2 月 3 日付け文初財第 21 号通知。以下「事務処理要領通知」という。）」を「条例，規則等」に改める。

第 2 条中「教育扶助を受けている世帯の児童生徒」の次に「（以下「要保護児童生徒」という。）」を，「これに準じる程度に困窮していると認められる世帯の児童生徒」の次に「（以下「準要保護児童生徒」という。）」を加える。

第 3 条を削り，第 4 条を次のように改める。

（認定基準）

第 3 条 準要保護児童生徒の認定は，児童生徒が次の各号のいずれかに該当する

場合に行うものとする。

(1) 児童生徒の保護者が、前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた場合

ア 生活保護法による保護の停止又は廃止

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定による個人の市町村民税の非課税

ウ 地方税法第323条の規定による市町村民税の減免

エ 地方税法第72条の62の規定による個人の事業税の減免

オ 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免

カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による国民年金の掛金の減免

キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予

ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給

(2) 前号に規定するもの以外で、次のいずれかに該当する場合

ア 児童生徒の属する世帯の収入額が、生活保護法による保護基準額合計の1.3倍を上回らない場合

イ 三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める場合

第5条中「三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条を次のように改める。

（就学援助費の支給費目及び金額）

第6条 就学援助費の種類は、次の各号に掲げるものとし、予算の範囲内でその全部又は一部について行うものとする。

(1) 学用品費及び通学用品費

(2) 校外活動費

(3) 通学費

(4) 修学旅行費

(5) 新入学児童生徒学用品費

(6) 学校給食費

(7) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病に係るものとする。）

2 前項の規定にかかわらず、要保護児童生徒に支給する就学援助費は、同項第4号及び第7号に規定するものとする。

第8条中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。